

各位

縫製業における外国人技能実習制度に係る法令遵守について（要請）

令和 7 年 7 月 8 日

経済産業省製造産業局生活製品課長 渡邊 宏和

今般、外国人技能実習制度（繊維・衣服関係）において、認定された技能実習計画に従って技能実習を行わなかった等の違反を行った者が発覚し、これらの事業者に対しては技能実習計画の認定が取り消され、公表されました。

経済産業省としては、技能実習法に基づき「繊維産業技能実習事業協議会」が2018年(平成30年)に設置され、技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向け業界一丸となって関係法令の遵守等に努めているところであり、こうした法令違反が引き続き生じていることは、誠に遺憾であります。

また、昨年（令和6年）6月、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が改正されており、足下では「育成就労制度」の創設等に向けた検討が進められており、繊維産業においても外国人材制度の適正利用を徹底していくことが引き続き重要です。

つきましては、貴団体傘下の外国人技能実習生を受入れている事業者や、サプライチェーン上の事業者において、今後、同様の事態が生じないように、下記について取り組んでいただきますよう、要請いたします。

記

1. 日本繊維産業連盟が策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づく自主チェックや、経済産業省が策定した繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」の周知及び活用の促進
2. 外国人技能実習機構による「技能実習 SOS・緊急相談用窓口」等の技能実習生の支援措置について、受け入れている技能実習生に周知すること。
3. 繊維産業技能実習事業協議会決定第4号「繊維産業職種・作業に係る技能実習生の適正な受入れを行うために講じる措置等」を踏まえた不適正な受入れの情報（疑いがあるものを含む。）の共有の徹底
4. その他外国人材の適正な受け入れに資する措置

問い合わせ先 経済産業省製造産業局生活製品課
担当者：篠原・木村・須賀
電話：03-3501-0969